安中市文化芸術基本条例（案）

安中市は、日本三大奇勝の一つである雄大な妙義山や市内を東西に流れる清らかな碓氷川など豊かな自然に恵まれ、東山道や中山道、宿場町の街道文化をはじめとした歴史と文化芸術に満ちたまちである。

日本最古のマラソン大会とされる安政遠足や温泉記号発祥の地である磯部温泉、日本初の民間図書館であった便覧舎を有する。簗瀬二子塚古墳と中山道碓氷峠越は国史跡に指定されている。市内には碓氷第三橋梁など多くの国指定重要文化財や国指定重要無形民俗文化財である「安中中宿の燈籠人形」をはじめ、様々な重要な文化財が多数存在している。磯部温泉や霧積温泉にはかつて数多くの文人墨客が訪れ、様々な文化芸術が育まれてきた。

点在する野外彫刻や絵画・陶芸など市民による活発な造形美術活動、市民や地元出身アーティスト主導の多彩な音楽文化など、豊かな地域芸術の文化が盛んである。安中市合併二十周年の節目に制作された「令和安中かるた」には先人が守り伝えてきた伝統や、子どもたちが描いた未来への色彩、そして私たちが愛する郷土の姿が反映されている。

安中市には日本や世界に誇れる文化芸術が息づいている。今を生きる私たちがこれまでの文化芸術を継承すると共に、新しい文化芸術を創造し、輝かしい未来を構築する責務がある。

ここに、安中市は文化芸術の持つ無限の可能性を信じ、市民一人一人が文化芸術と共に生きる豊かな地域社会の形成を目指し、文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、文化芸術基本法（平成１３年法律第１４８号）の規定に基づき、市における文化芸術の振興についての基本的な事項を定め、市の責務並びに市民及び団体等の役割を明らかにすることにより、地域における文化芸術の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　文化芸術活動　市民が主体的に行う創造的な文化芸術に関する活動をいう。

（２）　団体等　市内で活動する企業、教育機関、市民団体等をいう。

（基本理念）

第３条　文化芸術の振興に当たっての基本理念は以下のとおりとする。

（１）　文化芸術活動を行う者（団体等を含む。）の自主性、創造性及び多様性が十分に尊重されなければならない。

（２）　官民共創による取組を行うよう努めるものとする。

（３）　新しい時代を担う子どもたちの感性が文化芸術活動を通して磨かれ、新たな価値を生み出す力が育まれるよう努めるものとする。

（４）　地域固有の歴史、風土、文化等を大切にしつつ、新たな価値創造が図られるよう努めるものとする。

（５）　文化芸術活動に関する交流が図られるよう努めるものとする。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

２　市は、前項の施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、文化芸術活動についての理解と関心を深め、又は文化芸術活動に参画するよう努めるものとする。

（団体等の役割）

第６条　団体等は、基本理念にのっとり、文化芸術活動についての理解と関心を深め、文化芸術活動の実施、参画又は支援を行うよう努めるものとする。

（基本計画）

第７条　市は、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（第９条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

（顕彰）

第８条　市は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（審議会の設置）

第９条　市は、安中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるための審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置するものとする。

２　審議会は、委員１０人以内で組織する。

３　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　関係機関の代表

（３）　教育委員会が特に必要と認める者

４　審議会について必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

（委任）

第１０条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。